

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第4回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和4年10月20日(木) 午後1時57分から午後3時30分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、中澤委員、石川委員、原田委員 欠席者：清委員 事務局：行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：福祉総務課長、福祉総務課福祉総務係長、子ども青少年課長、 子ども青少年課保育・幼稚園係長
報 告 事 項	令和4年度第3回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.5 権利擁護推進事業」及び「No.8 保育コンシェルジュ事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第2回会議で審議した事務事業1件に係る外部評価(修正案)及び第3回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.13 地域未来塾事業 … 原案のとおりとした。 ○No.9 子どもショートステイ事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.3 人間ドック等助成事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.14 スポーツ少年団支援事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和4年度第3回行政評価委員会の会議結果について 令和4年度第3回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。  議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。

No. 5 権利擁護推進事業

○ 権利擁護推進事業の概要及び内部評価について、説明をお願いします。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』6ページの事務事業評価調書に沿って説明する。

本事業は、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づき、全ての人の権利と利益が守られ、住み慣れた地域の中で安心、快適に暮らしていけるまちづくりを推進することを目的として実施している。

事業内容は、福祉サービスの利用援助、福祉サービス利用者等からの苦情対応、認知症高齢者、知的障害者等の権利擁護、成年後見制度の利用支援など、福祉サービス利用者等に対する支援の充実を図るものである。

評価指標は、福祉サービス総合支援事業及び成年後見活用あんしん生活創造事業における新規相談件数の増加を目標として設定している。令和3年度においては、いずれも新規相談件数が増え、福祉サービス総合支援事業は達成率150%、成年後見活用あんしん生活創造事業は達成率145%となった。

次に、各事業の制度内容について説明する。

まず、福祉サービス総合支援事業については、認知症高齢者や知的障害者等が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用に関する疑問、苦情の受付やその解決に向けた支援、判断能力が不十分である方に関する権利擁護相談、その他福祉サービス利用に関する専門的な相談等を総合的かつ一体的に行うものである。社会福祉協議会に委託して福祉総合相談窓口を設置し、平成22年5月より事業を開始している。

続いて、成年後見活用あんしん生活創造事業については、成年後見制度の積極的な活用を図り、市民が判断能力の低下により日常生活を営むことが困難となった場合においても、地域で安心して生活を継続することができるよう、成年後見制度に係る利用相談、利用手続の支援、成年後見人の後見活動に係る支援や情報提供、市民等への成年後見制度の普及啓発などを行うものである。社会福祉協議会に委託して成年後見制度推進機関を設置し、専任職員を配置し、平成23年10月より事業を開始している。

続いて、市民や議会等から寄せられた意見については、令和2年3月に報告した市民意識調査報告書によれば、地域福祉権利擁護事業について、名称及び内容を知らないと回答した市民の割合が最も高く、

制度の周知をより強化する必要があると考えている。

続いて、所管課の評価については、成年後見制度利用促進基本計画において、地域連携ネットワークの構築を推進することが定められており、ネットワークの中核として、成年後見制度利用をより一層促進する中核機関を設置することとされているため、関係機関と協議を進め、利用の促進を図っていくこととしている。

なお、国からは前倒しで中核機関を設置するよう求められており、早期設置が課題となっている。

今後の方針としては、武蔵村山市第五次地域福祉計画に内包する武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画において、地域連携ネットワークの構築及び成年後見制度促進に係る中核機関の設置を定めていることから、関係機関と協議を進め、計画の推進を図っていくこととしている。

所管課の説明については、以上である。

#### 【質疑・意見等】

- 制度の周知が進んでいないのにも関わらず、新規相談件数が増加したのはなぜか。
- 認知症や知的障害等を抱える市民から、制度の利用方法や日常的な金銭管理などに関する問合せが増加したことに伴い、本事業の相談件数も増加したと考えている。
- 高齢化の進展により、認知症を抱える市民からのニーズが高まり、社会福祉協議会への相談件数が増えているが、制度の周知については改善の余地があるという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 評価指標の目標設定は、新規相談件数でなく相談件数を設定する方が各年度の推移やニーズの変化に対する評価が見えやすいと史料する。
- 市民の何割程度が制度を知っているのか。
- 市民意識調査の結果によれば、制度の名称、内容ともに知っている市民が5%、名称を知っているが内容を知らない市民が17%であり、それ以外の市民は名称、内容ともに知らないという回答であった。
- 相談窓口を利用する市民はどのようにして本事業を知ったのか。
- 権利擁護という名称ではなく、あんしん相談という分かりやすい名称により事業を実施しているため、事業の名称や内容は別として、相談窓口が設置されているということは市民に周知されていると考えている。
- 市民からの利用相談は、市が受け付けて社会福祉協議会につながるのか。

- そういう事例もあるが、ほとんどは社会福祉協議会の相談窓口で受け付けている。
- 認知症高齢者などに関わる介護保険等の関係機関で、本事業を周知しているのか。
- 周知している。本人からの相談を除くと、福祉サービス事業者や民生委員など地域の見守りを行う市民からの相談がある。
- 必ずしも制度の周知が足りないわけではないと思料するが、市民意識調査のアンケートの設問が悪かったのではないか。
- 地域福祉権利擁護事業について知っているかという設問としたため、市民の認知度が低くなったと思われる。
- 制度の周知が足りておらず改善が必要なのか、それとも地域の見守りを行う市民等に周知されていれば十分なのか。
- 福祉サービス事業者や地域の見守りを行う市民等に対しては周知できており、適切な制度の利用支援につながっているものと認識している。しかし、身近に認知症高齢者や知的障害者等がない若い世代に対する周知が不足しており、いざ支援が必要になって初めて認識される制度であると考えている。
- 若い世代に対して普及啓発する方針なのか。
- そのとおりである。
- 成年後見制度は、福祉サービスの利用援助とは異なり、相談窓口だけでなく、福祉サービス事業者等による周知を図らないと、必要な支援につながらないのではないか。
- 判断能力が不十分となる高齢者等が増加しており、権利擁護支援を行う中で、成年後見制度の利用につなげている。しかし、制度の利用に当たり、成年後見人を選任するまでの手続きが煩雑であり、親族や資産の調査、検討会議や関係者会議の実施を経て決定するため時間を要している。
- 成年後見制度は市民に周知されているのか。
- 市民意識調査の結果によれば、市民の約30%が制度を知らないという回答であった。  
 国では、認知症高齢者等への支援を強化するため、成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、本市でも武蔵村山市第五次地域福祉計画に内包する武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度の利用促進を掲げているため、今後、成年後見人を増やし、制度を更に周知するとともに積極的に推進していきたいと考えている。
- 単身高齢者にとって、認知症になってから成年後見制度を知るのでは遅く、制度の円滑な利用につながらないと思料する。元気なうちに制度を知らせることが重要であり、アプローチ方法を工夫する必要があるのではないか。

- 高齢福祉課や障害福祉課、その他福祉サービス事業者が、利用者等からの相談や訪問等を通じて成年後見制度の利用相談につなげる事例が多い。
- 現状では、各種支援を通じて成年後見制度の利用につなげるのが最も効果的な方法ということか。
- そのとおりである。
- 本人が認知症で入院し、親族が代理で金融機関の預金を引き出すことができないという事例があり、その際に、成年後見制度の利用を促すものの、社会福祉協議会に相談しても対応が消極的であり、利用につながらないとの話を聞いている。
- そのような認識はない。本市では、社会福祉協議会の相談業務において、適宜対象者の洗い出しを行っている。  
しかし、制度の利用に当たり、対象者の資産及び親族の把握や、成年後見人への報酬の調整に時間を要していることに加え、関係会議に係る事務負担が大きいと思われる。
- 成年後見制度の利用促進を掲げているが、社会福祉協議会の事務負担が原因で、制度の円滑な利用に結び付いていないのではないか。
- 令和6年度までに先に説明した中核機関により市民後見人養成講座を開催し、その育成に励むこととしており、制度の利用促進につなげたいと考えている。
- 成年後見人の人数と、成年後見人が受け持つ人数を伺いたい。
- 現在、成年後見人は22人であり、受け持つ人数については、令和3年度の実績では、高齢者が最も多く176人、知的障害者が21人、精神障害者が30人であった。
- 認知症高齢者が増加した場合、現状の成年後見人の人数で需要を満たせるのかは疑問である。新規相談者の全てが制度を利用するとは言えないが、将来的に成年後見人の不足が見込まれると思料する。
- 弁護士の中には、成年後見制度をビジネスとして捉え、資産のある高齢者を対象に成年後見人を務めて、生前から資産を有効に活用し、寄付など本人の意向を踏まえた利用支援をしている。  
資産があれば自ら弁護士などに頼ることも可能だが、資産がない場合に本制度を利用できるのか。
- 本事業には成年後見人の報酬に係る助成を設けており、本人が居宅の場合は月28,000円、施設の場合は月18,000円を補助している。
- 福祉施設等の利用料が支払えない場合はどうするのか。
- 資産がない場合は生活保護制度を利用してもらうこととなる。
- 資産等については非常にデリケートで扱いにくい問題であり、成年後見人は対応に苦慮すると思料する。
- ビジネスとして成り立つなら養成せずとも担い手は見つかるが、

市民後見人を養成するとしても担い手が見つかるのかは疑問である。また、成年後見人を何人にすれば、制度を必要とする全ての市民に行き渡るのか、具体的な目標を設定しないと評価が難しいと史料する。

- 昨今、成年後見人の犯罪が多発していることから、適性や資質が求められると史料するが、報酬額が低いため担い手は少ないと想定される。それにもかかわらず、市民に対して養成するというのは現実的でないと思われ、成年後見人を増やせるのか疑問である。
- 犯罪防止対策として、第三者が介入して後見人を管理する運営方法を考えている。また、本市単独で担い手を募るのは困難であり、近隣市と共同で市民後見人養成講座を開催したいと考えている。
- 課題として挙げられた制度の周知、関係機関との連携、中核機関の早期設置に対してどのような取組をしているのか。
- 関係機関との連携については、三師会や弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、金融機関等で構成する協議会を立ち上げて、成年後見等に係る課題について協議を進めることとしている。その中心となる中核機関の設置については、社会福祉協議会に依頼する予定であり、現在、準備を進めて年4回の会議を開催している。
- 会議を主催するのは所管課なのか。
- 会議を実際に運営するのは社会福祉協議会である。
- 今後、協議会を立ち上げて具体的な審議をするということであるが、早急に全ての市民が安心して、かつ資産の状況に関係なく利用できる制度にすることが望ましい。
- 実際に制度を利用した市民からの意見を聴取することが必要だと思料する。先ほど一例として挙げられた金融機関での出金手続などの際に、市民にとって使い勝手の良い制度となっているかを調査すべきである。市で制度の運用に係る改善点を把握し、社会福祉協議会への指導などに役立てることを求めたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、認知症高齢者や知的障害者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスや成年後見制度の利用支援などを行うものであり、その必要性は十分に認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、高齢化の進展等により、本事業の利用ニーズが更に高まることが見込まれる中、潜在的なニーズをいかに正確に把握し、支援に結び付けていくかや、事業についての効果検証が課題となっている。

よって、本事業を真に必要とする市民が安心して利用できるようにするため、更に積極的な周知や成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置に向けた検討を加速化させるとともに、アンケート調査の実施等により利用者の意見を収集し、それを踏まえて事業の改善を図るなど、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

## No. 8 保育コンシェルジュ事業

○ 保育コンシェルジュ事業の概要及び内部評価について、説明をお願いする。

● それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』9ページの事務事業評価調書に沿って説明する。

本事業は、窓口での保護者の相談から、子育て家庭の個別のニーズを把握し、保護者に対して教育・保育施設等の利用に関する助言を行い、適切に利用してもらうことを目的としている。

事業内容は、保育コンシェルジュとして正職員1名、会計年度任用職員1名の計2名を配置し、保育園の入所に係る通常の相談に加え、母子相談員への相談や、子ども家庭支援センターとの連携が必要と思われるトラブル等を抱える家庭からの相談に対応し、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うものであり、平成28年度から実施している。

評価指標は、保育コンシェルジュが担う窓口での相談件数を設定しており、令和2年度は8件、令和3年度は42件であり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発出、保育園への登園自粛の要請などの要因により、相談件数が減少している。

続いて、視点別の分析について、妥当性は、窓口に来庁した市民の相談に応じて適切に対応できていることから、市の関与は必要であり、市民のニーズに適合しているとしている。市民との協働により事業を実施しているかについては非該当としている。

有効性は、保育コンシェルジュが受け付ける保護者の相談には、子ども家庭支援センターと連携した支援が必要と思われるものや、何度も面談を求める保護者がいることから廃止・休止した場合の市民への影響は大きく、施策への貢献度は適切であるとしている。また、受益者負担は非該当としている。

効率性は、本事業は正職員1名と会計年度任用職員1名の計2名で実施しており、事業費の多くは会計年度任用職員の報酬であることから、民間委託や事業費の更なる削減は困難であるとしている。他に類似事業はないことから、統合が可能かは非該当としている。

令和3年度の実績は、保育コンシェルジュが受け付けた相談のうち、家庭内トラブル等を抱える家庭や、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を必要とするもののみを計上しており、通常の窓口対応である保育園への入所相談は含めていない。

最後に、今後の方針として、相談件数が増加傾向にあることや、今後も保育需要は高いものと想定されることから、保護者のニーズを把握し適切な保育サービスを提供するとともに、トラブルを抱える

家庭等に対する支援が必要であるため、本事業を継続していきたいと考えている。

所管課の説明については、以上である。

**【質疑・意見等】**

- 家庭内トラブルとは具体的にどのようなものなのか。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によって就労時間が減少し、保育園の入所要件である、月48時間の就労時間が確保できなくなった家庭から相談を受け、就労支援につなげて対応した事例がある。その他、児童の不登校や母親の持病、夫婦の不仲や経済的不安等の理由によるものがあり、子ども家庭支援センター、母子相談、教育委員会の特別支援などと連携し、支援を実施している。
- ネグレクトだけでなく、経済的な事情を抱える家庭の支援も含まれているのか。
- そのとおりである。ネグレクトが疑われる事例は、子ども家庭支援センターにつなぎ情報共有を図っている。
- 相談内容から、保育園への入所等とは異なるニーズを把握し、必要な支援を鑑みて関係機関につなぐためには、豊富な経験や適性を持つ人材でないと対応が困難だと思料する。どのような人材を配置するのか。
- 現在の会計年度任用職員は、当課の別の相談業務において4年間の実務経験があり、それに加え東京都が実施している子育て支援員研修を受講し、子育て支援員の認定を受けている。
- 相談業務や関係機関への連絡調整は、正職員でなく会計年度任用職員が判断しているという理解でよいか。
- そのとおりである。会計年度任用職員が中心となって窓口業務を担当しており、相談業務の中で、就労支援の必要性や、ネグレクトの可能性の有無を判断し、関係機関へ情報共有し支援につなげている。
- ネグレクト等は、適切な判断をするため複数人で情報共有して対応することが多いと思料するが、保育コンシェルジュの判断が適切だったか確認する体制はあるのか。
- あくまで支援を必要とする家庭等の情報を各関係機関に提供するのみである。しかし、保育園の入所などに関して必要な場合には、子ども家庭支援センター等と連携して情報共有しながら対応している。
- 仮に、相談した保護者の不安や不満が解消しない、引き継いだ関係機関が適切でないなどの事例が頻繁にあると問題である。
- 情報共有した引継先が適切であったか否かを確認する仕組みはないが、引継ぎ後は、各々の部署で専門職が面談等を実施し支援していると思われる。
- 保育コンシェルジュの対応等について利用者の意見を聴取することにより、満足度等を検証し、それを踏まえて事業に反映させるな



ど、業務の質を担保するための仕組みがあることが望ましい。

- 就労支援のために関係機関へ引き継いだ保護者が、就労の報告のために保育コンシェルジュを訪ねてきた事例もあるため、適切な支援を実施できていると考えている。
- 評価指標の目標を設定していないのはなぜか。
- 相談は可能な限り少ない方が望ましいという考えから、目標は設定していない。
- 効果的に支援していると評価した根拠を伺いたい。
- 数値を根拠とする質的、量的な評価は困難であるが、現在まで相談に来た市民を断った事例はなく、市民のニーズに対応できていると考えている。
- 子ども家庭支援センターに引き継いだ場合、それが適切だったのかどうかを測ることができれば評価指標になると思料する。
- 保護者の相談内容に応じて、緊急性や必要性の高いものとそうでないものを判断し、その状況によって関係機関への引継ぎや見守り等の対応が変わる可能性を鑑みると、評価は困難であると思料する。
- 会計年度任用職員の人件費について伺いたい。
- 事業費に含まれており、そのほとんどが保育コンシェルジュを担う会計年度任用職員の人件費である。
- 労働時間について伺いたい。
- 週5日、午前9時から午後5時までの勤務である。
- 会計年度任用職員の報酬としては妥当な金額なのか。
- 他の会計年度任用職員の報酬と比べて、単価は高い。
- 正職員に比べて、会計年度任用職員は年度ごとに人員が入れ替わる可能性が高いのではないか。
- 一年ごとに勤務実績によって継続の可否を判断している。
- 専門性を有する人材を継続的に確保すべきだが、高い報酬とは言えないため待遇が改善されることが望ましい。
- 相談件数が増加傾向にあるということだが、長期的に見た数値はあるのか。
- 事業開始時からの数値として、平成28年度が18人、29年度が30人、30年度が18人、令和元年度が16人であった。
- 令和3年度が増加した理由について伺いたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務シフトの削減等で月48時間の就労時間を確保することができない旨の相談が多かった。
- 現在の人員体制として、20人前後の相談に対応可能な配置しかしていない状況で、新型コロナウイルス感染症の影響等により需要が増加した場合に十分なサービスが提供できるのかという問題があると思料する。

- 相談件数は実人数でなく延べ人数として計上しており、令和3年度の傾向として、同一の保護者が複数回相談することがあった。
- 専任職員1名の業務量として考えると、サービスとしては過剰ではないか。
- 保育コンシェルジュは、通常の保育園の入所に係る業務を兼務しているため、御指摘のとおり、保育コンシェルジュ単体の業務量としては少ないと感じるが、令和3年度については保育コンシェルジュとしての業務の割合が増えている。
- 市民に対してどの程度周知されているのか。
- 保育園の入所に当たり、ほとんどの保護者は当課の窓口を通じて申込みしている。その際に、兄弟での入園や、保育園の選び方などの相談を受け、職員が家庭の状況を確認することで、各関係機関との連携が必要である家庭を把握し、周知を図っている。
- 保育園の入所に関する相談を通じて、トラブル等の問題を発見して関係機関につなぐ手法は上手く機能していると評価できる。
- 保育に関する相談以外に、総合的な相談を受け持つ窓口であると市民が認識しているのか。
- そこまで調査をしていない。
- 保育施設等への入所だけでなく、各家庭の問題やニーズを把握して相談を受けるという位置付けなら、他に類似事業があるのではないか。
- 保育施設等の利用に当たり、各家庭の問題やニーズに対応した相談業務を担うのは本事業しかないと考えている。しかし、就労支援やネグレクトに関して、各所管で専任職員による相談業務を行っているため、その観点からは類似性があると思われる。
- 保育コンシェルジュの役割を伺いたい。
- 保育サービスの提供に伴う支援を主としており、各家庭から保育園や幼稚園の利用に関する相談等を受けて、ニーズを捉えて必要な保育情報を提供している。それに付随する事務として、トラブル等を抱える家庭について関係機関への連絡調整などを行っている。
- 市民サービスを提供する窓口では、本事業に限らず、関係機関との橋渡しができる体制が必要である。
- 保育需要が高いと想定する要因として、共働き世帯の増加を挙げているが根拠はあるのか。
- 主観的なものであるが、保育園に入所申込みをする家庭の多くは、父母ともに就労している共働き世帯が多い印象である。令和4年度の当初の時点では待機児童数が0人であったが、それ以降は待機児童が発生しているため、ニーズが高いと考えている。
- 専門性の高い業務であるため、専任で担当する会計年度任用職員には専門性を有する人材の継続的な確保が求められる。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、保護者の保育サービスの適切な選択や円滑な利用につなげるため、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たり、相談支援を行うものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、トラブル等を抱える家庭での関係機関との連絡調整等が必要となるような高い専門性を要する支援のニーズが増加傾向にあり、継続的な人材の確保や、適切な支援につなげられているかなど保育コンシェルジュの相談支援に対する効果検証が課題となっている。

よって、今後も保護者のニーズを的確に把握し、それに対応した保育サービスが受けられるよう、専門性を有する人材の確保や育成に努めるとともに、利用者アンケート調査の実施等により関係機関への引継ぎが適切に行われているかを検証し、相談業務の質を担保しながら工夫改善を図り、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい。

## 議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 2 回会議で審議した事務事業 1 件の外部評価（修正案）及び第 3 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（案）について提示した。

### No. 1 3 地域未来塾事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No. 9 子どもショートステイ事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No. 3 人間ドック等助成事業

- 文言を修正する必要はないが、本市の助成金額の水準は他市と比べて高いという話があったほか、他市が同様の助成制度を廃止したにも関わらず本事業を開始したと聞いたが、その経緯を審議の中で伺いたかった。有効性を見直した方がよいのではないか。
- 助成制度を廃止した自治体においては、人間ドック等への補助を廃止したものの、特定健康診査への補助は継続していると思料する。
- 他市の状況として、多摩 2 6 市の調査結果によれば 1 6 市で同様の助成制度を実施しており、助成金額は、本市と同様 2 万円や 3 万円としている市があるため、本市が特別高いとは言えないと考えてい

	<p>る。</p> <p>また、他市で廃止した助成制度を本市で開始したという点について、現在16市が助成制度を実施しており、多摩26市の半分以上で実施していることから、有効性について疑問があるとまでは言えないと考えている。</p> <p>○ 原案のとおりでよろしいか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p><b>No.14 スポーツ少年団支援事業</b></p> <p>○ 最後の段落「本市におけるスポーツ振興の方針を見直しするなど、取組を強化していくことも併せて求めたい。」の一文について、スポーツ振興の方針を明確にするという議論であったため、「見直し」を「明確に」に改めるべきである。</p> <p>○ 他に意見はあるか。</p> <p>○ 意見なし。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p><b>議題3 その他</b></p> <p>次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <p>○ 特になし。</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>{ }</p>	<p>傍聴者： <u>  0  </u> 人</p>
--------------------	--	----------------------------

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：                    ）</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：                    ）</p>
---------------------	--

庶務担当課	企画財政部 行政経営課（内線：392）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）